

令和3年7月12日

**「第11次埼玉県職業能力開発計画(案)」に対する
県民コメント(意見募集)の実施について**

埼玉県では、職業能力開発の基本的な考え方を示すため「埼玉県職業能力開発計画」を策定しています。このたび、埼玉県職業能力開発審議会で検討を行い、「第11次埼玉県職業能力開発計画(案)」をとりまとめましたので、「県民コメント制度」により、県民の皆様からの御意見を募集します。

1 計画の概要**(1) 計画策定の趣旨**

生産年齢人口の減少や社会情勢の変化、さらに職業人生の長期化を見据え、職業能力開発における今後の目指す方向や具体的な施策を明確にし、本県の産業を支える人材育成施策を着実に推進するため、本計画を策定するものです。

(2) 計画の期間

令和3年度～令和7年度

2 意見の募集期間

令和3年7月13日(火曜日)～令和3年8月12日(木曜日)

3 資料の入手方法

埼玉県のホームページからダウンロードできます。(7月13日掲載予定)
<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0811/syokunouplan/index.html>

また、次の窓口で閲覧・配布を行っています。

- ・埼玉県産業労働部産業人材育成課(本庁舎5階)
電話 048-830-4598(平日午前8時30分～午後5時15分まで)
- ・埼玉県県政情報センター(衛生会館1階)
電話 048-830-2543(平日午前9時～午後5時まで)
- ・埼玉県の各地域振興センター・事務所
(平日午前8時30分～午後5時15分まで)
 - 南部 電話 048-256-1110 南西部 電話 048-451-1110
 - 東部 電話 048-737-1110 県央 電話 048-777-1110
 - 川越比企 電話 049-244-1110 西部 電話 04-2993-1110
 - 利根 電話 048-555-1110 北部 電話 048-524-1110
 - 秩父 電話 0494-24-1110
 - 東松山事務所 電話 0493-24-1110
 - 本庄事務所 電話 0495-24-1110

4 意見の提出方法

(1) 記載事項

- ア 個人で御提出いただく場合
住所、氏名、御意見
- イ 法人その他の団体で御提出いただく場合
主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名、御意見
※住所、氏名（法人等の場合は主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
を必ず記載してください。

(2) 提出方法

郵便、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法で提出してください。
電話等による口頭での意見はお受けできませんので、御了承ください。

- ア 郵便の場合
〒330-9301 さいたま市浦和区高砂 3-15-1
埼玉県産業労働部産業人材育成課 総務・職業訓練推進担当あて
- イ ファクシミリの場合
ファックス番号 048-830-4853
- ウ 電子メールの場合
E-mail a4590-03@pref.saitama.lg.jp
※郵便、ファクシミリ、電子メールのいずれの場合も、件名を「第11次埼玉県
職業能力開発計画(案)への意見」としてください。
※意見を提出できるのは、県内に住所を有する個人、法人、団体及び県内への通
勤・通学者です。
※様式は任意で結構です。